お知らせ

グラフ

0

募集・手続

令和8年4月から

「質別プラステック」の間し方が変わります

令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチッ ク資源を有効に循環させる取り組みの重要性が高まっています。これに伴い、本町では令和8年 度から、同法に基づいた資源化を進めるため「資源プラスチック」の出し方を変更します。

これまでの分別・出し方



₹9₹ マークがついているもの



収集袋:70L以下

令和8年4月以降の分別・出し方



一辺 40cm 以下のもの



収集袋: 45L 以下

45L を超える袋は中間処理施設の機械に引っか かり、故障の原因となるおそれがあるためです。 ※現行の 70L サイズは令和 9 年 3 月まで使用可能です。



令和8年4月からの主な変更点

- ●これまで「廃棄プラスチック」として出していたもののうち、プラスチックのみの材質の製品(一 辺 40 cm以下)は、「資源プラスチック」として出せるようになります。
- ●使用できる収集袋は、45 **2以下で透明・半透明もの**に限ります。これに伴い現在、販売している 70 2・ 350のプラスチック推奨袋は廃止し、450サイズに変更となります。
- ●コンビニの袋などにまとめたものを、さらに収集袋に入れる(二重袋)ことはしないでください。

収集された「資源プラスチック」は、中間処理施設で異物を取り除いた後、再商品化業者に 引き渡されます。その後、再生処理事業者により「材料リサイクル」または「ケミカルリサ イクル| が行われ、再商品化製品(原材料)として、さまざまな製品に生まれ変わります。

詳しくは小川地区衛生組合のホームページをご覧ください。国際国



問 農林環境課 65-0814

小川赤十字病院 看護師 (正看・准看) 看護師さんは夜勤なしの日勤のみ勤務も可能です! 看護助手さんも勤務時間の相談ができます! **看護助手** 募集の詳細は 大募集中です! **LQRから** 働きませんか? ◎お気軽にお問い合わせください◎ ☎ 0493-72-2333 人事課 採用担当まで

⇒ お知らせ **●**

コンビニ交付サービスを 一時停止します

停止期間 ■ 11月14日 金~ 18日 火の5日間

停止サービス | 住民票の写し、印鑑登録証 明書、住民税決定証明書(課 税・非課税)、所得証明書

問 町民健康課 € 65-0812 税務会計課 65-0811

⇒ お知らせ 📢

戸籍や住民票の不正取得の防止に 「本人通知制度」をご利用ください

本人通知制度とは -

住民票の写しや戸籍謄抄本等を「代理人」 や「第三者」の請求により交付したとき、 事前に登録した本人に交付の事実を通知す る制度です。委任状の偽造や身元調査など を目的とした住民票等の不正取得の早期発 見や不正取得の抑制につながります。

登録できる方 💳

町の住民基本台帳に記載されている方、ま たは戸籍に記載されている方

登録に必要なもの 💳

①登録申請書 ②本人確認書類(運転免許 証、マイナンバーカード等) ③代理人の場 合は、本人からの委任状及び代理人の本人

※登録申請書は町民健康課に備えています。 町 HP からダウンロードもできます。

通知の方法 ---

登録された本人(法定代理人の場合は代理 人) 宛に封書で送付します。

通知する内容 ----

①交付年月日 ②交付した証明書の種別 ③ 交付した通数又は件数 ④請求者の種別 (代 理人または第三者)

- ※請求者の氏名、住所は通知されません。
- ※裁判及び紛争に関わるもので特定事務受任者 (弁護士・司法書士等) が請求した場合、また は公用による請求は通知されません。
- 問 町民健康課 ┗ 65-0812

⇒ お知らせ 📢

11月はケアラー月間です

誰かを支えるあなたも支える。



ケアラーとは、家族などの身近 な人に対して、無償で介護、看 護、日常生活上のお世話や援助

をしている方です。単身世帯の増加や核家族 化の進行など、家族構成が大きく変わりつつ あります。一方、社会においては「家族が介 護するのは当たり前」といった考え方が根強 く存在しています。そのため、ケアラーが孤 立し、悩みを周囲に相談できない状況となっ ています。埼玉県では11月を「ケアラー月 間」と定め、集中的な広報啓発を行い、ケア ラー支援への理解と協力の輪を広げ、ケア ラーが孤立することのない社会の実現に取り 組んでいます。詳細は県HPをご覧ください。

間 福祉課 65-0813

⇒ お知らせ **♥**

新たに取得等した設備に対し

固定資産税を課税免除します



令和4年4月1日から令和9年3 月31日までに町内において、対 象事業を行うために取得等した設

備に対して、新たに課税されることになった 年度から3年度分に限り、固定資産税の課税 を免除します。詳細については町 HP をご覧 ください。

対象事業

- ・製造業
- ·農林水産物等販売業
- ・旅館業(下宿営業を除く)
- 情報サービス業等

申請期限

事業の用に供した翌年の1月31日まで

問 政策財政課 📞 65-0404